

## 子ども・子育て支援金制度開始に伴う社会保険料変更のお知らせ

このたび、国の制度に基づき「子ども・子育て支援金制度」が開始されることとなりました。本制度は、2026年度から2028年度にかけて、子育て世代を支える新たな分かち合い・連帯の仕組みとして段階的に導入されるものです。

これに伴い、当社にて社会保険（健康保険）に加入されている方を対象に、健康保険料とあわせて支援金の徴収を開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 対象者	当社にて社会保険（健康保険）に加入されている方 ※扶養家族の有無にかかわらず対象となります。
2. 開始時期	令和8年4月分給与（5月支給分）より
3. 徴収方法	健康保険料とあわせて給与より控除いたします。 給与支払明細書には「子育」と記載されますのでご確認ください。
4. 支援金率	2026年4月分給与（5月支給分）：0.23% ※支援金率は国が一律で定めており、段階的に引き上げられ、2028年度には0.4%となる予定です。
5. 算出方法・補足事項	・標準報酬月額に支援金率を乗じて算出されます。 （裏面の保険料額表参照） ・産前産後休業中および育児休業中は免除されます。

制度の詳細については、下記（こども家庭庁のホームページ）をご参照ください。

[子ども・子育て支援金制度について | こども家庭庁](#)

何卒、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

令和8年5月吉日  
株式会社日本ワークプレイス

# 令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和8年3月分～適用  
 ・介護保険料率: 令和8年3月分～適用

・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用  
 ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～適用

・子ども・子育て支援金率: 令和8年4月分(5月納付分)～適用

(東京支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)		
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分) から納付いただきます		一般、坑内員・船員		
				9.85%		11.47%		0.23%		18.300%※		
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	~	63,000	5,713.0	2,856.5	6,652.6	3,326.3	133.4	66.7			
2	68,000	63,000	~	73,000	6,698.0	3,349.0	7,799.6	3,899.8	156.4	78.2		
3	78,000	73,000	~	83,000	7,683.0	3,841.5	8,946.6	4,473.3	179.4	89.7		
4(1)	88,000	83,000	~	93,000	8,668.0	4,334.0	10,093.6	5,046.8	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~	101,000	9,653.0	4,826.5	11,240.6	5,620.3	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~	107,000	10,244.0	5,122.0	11,928.8	5,964.4	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~	114,000	10,835.0	5,417.5	12,617.0	6,308.5	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~	122,000	11,623.0	5,811.5	13,534.6	6,767.3	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~	130,000	12,411.0	6,205.5	14,452.2	7,226.1	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~	138,000	13,199.0	6,599.5	15,369.8	7,684.9	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~	146,000	13,987.0	6,993.5	16,287.4	8,143.7	326.6	163.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~	155,000	14,775.0	7,387.5	17,205.0	8,602.5	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~	165,000	15,760.0	7,880.0	18,352.0	9,176.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~	175,000	16,745.0	8,372.5	19,499.0	9,749.5	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~	185,000	17,730.0	8,865.0	20,646.0	10,323.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~	195,000	18,715.0	9,357.5	21,793.0	10,896.5	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	~	210,000	19,700.0	9,850.0	22,940.0	11,470.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	~	230,000	21,670.0	10,835.0	25,234.0	12,617.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	~	250,000	23,640.0	11,820.0	27,528.0	13,764.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	~	270,000	25,610.0	12,805.0	29,822.0	14,911.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	~	290,000	27,580.0	13,790.0	32,116.0	16,058.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	~	310,000	29,550.0	14,775.0	34,410.0	17,205.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	~	330,000	31,520.0	15,760.0	36,704.0	18,352.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	~	350,000	33,490.0	16,745.0	38,998.0	19,499.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	~	370,000	35,460.0	17,730.0	41,292.0	20,646.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	~	395,000	37,430.0	18,715.0	43,586.0	21,793.0	874.0	437.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	~	425,000	40,385.0	20,192.5	47,027.0	23,513.5	943.0	471.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	~	455,000	43,340.0	21,670.0	50,468.0	25,234.0	1,012.0	506.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	~	485,000	46,295.0	23,147.5	53,909.0	26,954.5	1,081.0	540.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	~	515,000	49,250.0	24,625.0	57,350.0	28,675.0	1,150.0	575.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	~	545,000	52,205.0	26,102.5	60,791.0	30,395.5	1,219.0	609.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	~	575,000	55,160.0	27,580.0	64,232.0	32,116.0	1,288.0	644.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	~	605,000	58,115.0	29,057.5	67,673.0	33,836.5	1,357.0	678.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	~	635,000	61,070.0	30,535.0	71,114.0	35,557.0	1,426.0	713.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	~	665,000	64,025.0	32,012.5	74,555.0	37,277.5	1,495.0	747.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	~	695,000	66,980.0	33,490.0	77,996.0	38,998.0	1,564.0	782.0		
37	710,000	695,000	~	730,000	69,935.0	34,967.5	81,437.0	40,718.5	1,633.0	816.5		
38	750,000	730,000	~	770,000	73,875.0	36,937.5	86,025.0	43,012.5	1,725.0	862.5		
39	790,000	770,000	~	810,000	77,815.0	38,907.5	90,613.0	45,306.5	1,817.0	908.5		
40	830,000	810,000	~	855,000	81,755.0	40,877.5	95,201.0	47,600.5	1,909.0	954.5		
41	880,000	855,000	~	905,000	86,680.0	43,340.0	100,936.0	50,468.0	2,024.0	1,012.0		
42	930,000	905,000	~	955,000	91,605.0	45,802.5	106,671.0	53,335.5	2,139.0	1,069.5		
43	980,000	955,000	~	1,005,000	96,530.0	48,265.0	112,406.0	56,203.0	2,254.0	1,127.0		
44	1,030,000	1,005,000	~	1,055,000	101,455.0	50,727.5	118,141.0	59,070.5	2,369.0	1,184.5		
45	1,090,000	1,055,000	~	1,115,000	107,365.0	53,682.5	125,023.0	62,511.5	2,507.0	1,253.5		
46	1,150,000	1,115,000	~	1,175,000	113,275.0	56,637.5	131,905.0	65,952.5	2,645.0	1,322.5		
47	1,210,000	1,175,000	~	1,235,000	119,185.0	59,592.5	138,787.0	69,393.5	2,783.0	1,391.5		
48	1,270,000	1,235,000	~	1,295,000	125,095.0	62,547.5	145,669.0	72,834.5	2,921.0	1,460.5		
49	1,330,000	1,295,000	~	1,355,000	131,005.0	65,502.5	152,551.0	76,275.5	3,059.0	1,529.5		
50	1,390,000	1,355,000	~		136,915.0	68,457.5	159,433.0	79,716.5	3,197.0	1,598.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.85%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)に介護保険料率(1.62%)が加わります。

◆等級欄の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和8年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
  - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険、介護保険及び子ども・子育て支援金は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は年間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。